

令和8年度県内高校入学者受け入れのための生活環境整備・見守り業務委託仕様書

1 目的

本業務は、佐賀県内の高校に入学を希望する生徒に対し、ハウスマスターによる見守りを通じて日常生活全般への配慮を充実させることで、生徒が安心して高校生活を送れるようサポート体制を図ることを目的とする。

2 業務の対象

地域みらい留学により入学した生徒のうち、監護する保護者と同居しておらず、町内の賃貸住宅等^{※1}に居住する生徒（有田工業高校：14名、唐津青翔高校：10名を想定）。

※1 賃貸住宅等とは、下宿を除く、居住用建物全般をいう。

3 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 実施場所

本業務は、原則、以下において行うものとする。

- (1) 有田工業高校に通う生徒・・・有田町
- (2) 唐津青翔高校に通う生徒・・・玄海町

5 業務内容

生徒の見守りを行うハウスマスターを配置し、別表1に掲げる業務を行う。

6 体制

- (1) 受託者は、ハウスマスターの常駐又はこれに準じる体制を確保するものとする。
- (2) ハウスマスターの勤務は、事業内容によっては、年末年始の休日並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日等」という。）を除いて構わない。
しかし、生徒の体調不良時や緊急時の対応については、この限りではない。
- (3) ハウスマスターは複数名での体制とし、体調不良時や緊急時には迅速に対応できるようにするものとする。

7 受託者及びハウスマスターの資格

- (1) 受託者は、以下の技能及び経験を有する者を主の担当者とする
[高等学校教諭、社会福祉士、社会教育士、その他学校での勤務経験や各種機関での相談業務の経験等]
- (2) ハウスマスターは、有田町又は玄海町、その他近隣地域に居住している者から、生徒応

対・説明・報告に係る能力を備えている者を選任すること。

- (3) ハウスマスターが疾病、退職等により業務を遂行できなくなった場合は、別のハウスマスターもしくは、委託者に協議の上、同等以上の資質を有する者に業務を行わせること。

8 業務完了報告書の提出

受託者は、各月の本業務が終了したときは、実施した業務内容について完了報告書を作成し、前月分を当月 10 日までに佐賀県へ提出すること。

9 遵守事項

- (1) 受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、別記1（契約書第18条関係）「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (3) 受託者は、別記2（契約書第19条関係）「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守するものとする。
- (4) 本業務の実施にあたっては、受託者はハウスマスターに係る指揮監督、勤怠管理及び安全衛生管理を確実に実施するものとする。
- (5) 受託者は、ハウスマスターに対し本業務の実施に必要な資質水準を確保するとともに、適宜教育、研修等を実施し、資質や実務能力の維持向上に努めるものとする。
- (6) 受託者は、ハウスマスターを選任する際、誓約書等で性犯罪前科の有無を確認するとともに、業務開始後についても、生徒の被害を早期に把握できる体制を確保するものとする。

10 契約変更

佐賀県は、行政目的上、この契約の内容について変更し、及び本契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じた場合は、受託者と協議のうえ本契約の内容を変更することができる。

11 協議

- (1) 佐賀県又は受託者が必要と認める場合は、随時協議を行う。
- (2) 協議の際は、その内容に係る資料をそのつど準備し、内容の相互確認を確実に行うものとする。
- (3) 受託者は協議の内容については自ら管理し必要な作業を行うものとするが、その実施にあたっては佐賀県と改めて協議を行うものとする。
- (4) 契約書及び本仕様書に記載のない事項については、佐賀県と受託者とが十分に協議を行い対応するものとする。

12 損害発生時の処理

- (1) 受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が佐賀県の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任において処理しな

ければならない。

(2) 受託者は、受託事業に際して事故が発生した場合には、直ちにその旨を佐賀県に報告すること。

13 その他

この仕様書に定めるものの他、必要な事項は別に定めるものとする。

<別表1>

No	項目	業 務 内 容	留 意 事 項
①	夕方の方の声かけ及び生徒日誌の作成	・平日の夕方に全ての生徒の体調及び安否確認のため、声かけ等を行う。 ・声かけ等の実施は、生徒の負担感を考慮し、オンライン等を使用することも可能とする。 ・声かけ等の様子を記録した生徒日誌を作成する（参考様式1）。なお、様式は委託者と協議の上、決定する。	・オンライン等を併用して安否確認を行った場合、二日以上連続で生徒からの回答がない場合は必要な安否確認を行うものとする。 ・声かけ等の実施方法は、安定的に継続して実施できるような仕組みで行うものとする。 ・夏季・冬季休業期間における帰省、校外学習や部活動の遠征、保護者が訪問している場合など、生徒が保護者等の監督下にある場合は、当該業務を行わなくてもよいものとする。
②	個別面談の実施及び記録	・生徒一人あたり月2回程度の個別面談を実施する。（1回30分程度を想定） ・生徒の体調不良や天候不良等により対面での面談が難しい場合は、電話やオンラインによる代替も可能とする。 ・個別面談の内容を記録する（参考様式2）。なお、様式は委託者と協議の上、決定する。	・生徒が安心して心情を話せる関係を築くことができるよう担当ハウスマスターの選定等において適切な方策を講じ、生徒の生活や心身の状態の覚知及びそれに応じた柔軟な対応に努めるものとする。
③	緊急時支援者が対応できない場合の体調不良時及び緊急時の対応※ ¹ ・記録	・生徒が体調不良となった際の初期対応※²及び継続的な対応※³を行う。 ・生徒に係る緊急的なことが発生した場合の対応を行う。 ・体調不良及び緊急時の対応内容を記録する（参考様式3）。なお、様式は委託者と協議の上、決定する。	・生徒に係る緊急的な事案が発生した際に、迅速かつ適切な対応を行うための体制を整備しておくものとする。 ・佐賀県は受託者へ、生徒の緊急時支援者の連絡先を共有する。

④	学校や保護者との連絡調整及び記録	・生徒の様子を必要に応じて学校や保護者に共有する。 ・学校や保護者と情報共有した内容を記録する(参考様式4)。なお、様式は委託者と協議の上、決定する。	—
---	------------------	--	---

※1 緊急時に関する対応の第一義的責任は、保護者及び緊急時支援者にあるものとする。

※2 初期対応例

保護者への第一報、病院紹介、受診の付き添い、保護者が来るまでの見守り等

※3 継続的な対応例

経過観察、再受診の付き添い、保護者や学校への連絡、帰省の手伝い等